

回答期日までに承諾書の提出がなかった場合、
企業局で作成し、受注者へお渡しします。

令和〇年〇月〇日

(受注者) 様

函館市公営企業管理者
企業局長 手塚 祐一

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項および第3項
の規定によるスライド額 (通知)

令和〇年〇月〇日付け文書「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項
第1条第2項および第3項の規定によるスライド額について (協議)」によりスライド
額の協議をしましたが、協議が整わず、令和〇年〇月〇日の回答期日までに承諾をい
ただけませんでした。

つきましては、賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第3項の
規定により、スライド額を次のとおり定めましたので通知します。

委託業務名	〇〇〇〇業務委託
スライド額 (総額)	〇〇〇〇円 (うち消費税および地方消費税額 〇〇円)